

# とうにうん

第51号 10年6月28日  
JR東海労東二運分会  
責任者 庭山義輝  
編集 教宣部

参議院議員  
比例代表投票用紙

※政党名と候補者名併記は無効

もしくは政党名

## 候補者名

「記入例」



仕事、旅行予定は?

# 期日前投票 へ行こう

大丈夫? 11日は  
組合員のみなさん

7月11日は参議院選挙投票日です。投票日が勤務だったり、旅行の予定があったりはしませんか。そして、知人や友人はどでしょうか。貴重な1票を、支持する候補者に確実に投票し一人ひとりの声を国政に届けましょう。

皆さんの手元に、選挙管理委員会から「投票のご案内」が封書かハガキで届いているはずですが、投票日当日に投票できない理由があれば、この「投票のご案内」を持っていくことで事前に投票することが出来ます。これは「期日前投票」という制度で、理由は「仕事・レジャー・入院予定・買い物・冠婚葬祭出席予定・引越」等々何でもかまいません。「投票のご案内」にある投票所へ行けば簡単な手続きで、当日投票と同じように直接投票できます。

注意しましょう

期日前投票は、土日を含み10日の20時まで  
比例代表は、2枚目の用紙です。候補者名を書く  
ことで支持する候補者の確実な票になります